

環境アセスメントに係る 縦覧等のお知らせ

平成18年3月17日

川崎市環境影響評価に関する条例第19条に基づき「武蔵小杉駅南口地区東街区第一種市街地再開発事業」に係る条例環境影響評価準備書の縦覧を次のとおり行います。

| | | |
|--------------|---------------|---|
| 指定開発行為の基本的事項 | 指定開発行為者 | 武蔵小杉南口地区東街区市街地再開発準備組合 川崎市中原区新丸子東三丁目473番地7 理事長 三井都市開発株式会社 取締役 中山 善一 |
| | 指定開発行為の名称 | 武蔵小杉駅南口地区東街区第一種市街地再開発事業 |
| | 指定開発行為の種類 | 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為（第3種行為） 高層建築物の新設（第1種行為） 住宅団地の新設（第3種行為） 大規模建築物の新設（第2種行為） |
| | 指定開発行為を実施する区域 | 川崎市中原区新丸子東三丁目473番地7ほか （開発区域面積：約17,130㎡） |
| | 指定開発行為の目的 | 共同住宅、商業施設の新設及び公共施設の整備 |
| | 指定開発行為の内容 | 計画戸数：約460戸、計画人口：約1,380人、最高高さ：約140m、建築面積：約6,250㎡、延べ面積：約82,900㎡ |
| | 指定開発行為の施行期間 | 平成19年度（着手予定）～平成22年度（完了予定） |
| 縦覧のお知らせ | 縦覧期間及び時間 | 期間：平成18年3月17日（金）から 平成18年5月1日（月）まで （ただし、土曜日、日曜日等閉庁日は除く） 時間：午前8時30分から午後5時まで （横浜市は午前8時45分から午後5時15分まで） （世田谷区は午前9時30分から午後4時30分まで） |
| | 縦覧場所 | 川崎市：中原区役所及び本庁（環境局環境評価室） 横浜市：港北区役所、都築区役所及び横浜市役所（環境創造局環境影響評価課） 大田区：田園調布特別出張所、嶺町特別出張所、雪谷特別出張所及び大田区役所（環境保全課） 世田谷区：世田谷区役所（環境総合対策室環境保全課） |
| | 意見書の提出 | <ul style="list-style-type: none"> 縦覧の条例準備書について、環境の保全の見地から御意見のある方は、以下の期限までに意見書を提出することができます。 提出された意見書は個人情報等を伏せてその写しを指定開発行為者に送付します。 【意見書の提出】 提出期限：平成18年5月1日 （郵送の場合は、平成18年5月1日消印有効） 意見書の用紙：それぞれの縦覧場所に用意してあります。 |
| | 問い合わせ先 | 川崎市環境局環境評価室 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号：200-2155 http://www.city.kawasaki.jp/30/30kansin/home/assess.htm |